

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	福島県矢祭町

矢祭町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県矢祭町事業課
所在地 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本 66
電話番号 0247-46-4576
FAX番号 0247-46-3025
メールアドレス sangyou-g@town.yamatsuri.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ、サギ類 (アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ)
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	矢祭町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	11千円 1.0a
	かんしょ	28千円 1.0a
	野菜(ばれいしょ)	14千円 1.0a
	そば	1千円 1.0a
イノシシ被害合計		54千円 4.0a
ハクビシン	ぶどう	469千円 6.1a
ハクビシン被害合計		469千円 6.1a
ニホンザル	—	0千円 0a
ニホンザル被害合計		0千円 0a
ツキノワグマ	—	0千円 0a
ツキノワグマ被害合計		0千円 0a
カワウ	鮎(稚魚、成魚)	448千円 146kg
	ヤマメ、ウグイ、コイ等	397千円 251kg
カワウ被害合計		845千円 397kg
サギ類(アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ)	鮎(稚魚、成魚)	902千円 296kg
	ヤマメ、ウグイ、コイ等	801千円 507kg
サギ類被害合計		1,703千円 803kg
農産物合計		523千円 10.1a
水産物合計		2,548千円 1,200kg

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

農作物被害は4月～5月にばれいしょ等畑作物、6月～10月にかけては水稻やそば被害が多い。また、年間を通して農地の土手や畦畔並びに町内の観光地並びに観光施設周辺で法面や道路わきの掘り起しが発生している。

被害防止対策設備の普及や広域設置により、農作物被害は抑えられつつあるが、普及の遅れている地域並びに農地周辺の法面や畦畔で掘り起し等の被害が確認されている。

近年では豚熱（CFS）が一因と思われる個体数の減少に伴い、目撃情報や農作物被害、捕獲頭数は減少傾向にある。

【ハクビシン】

春から初秋にかけて各地区の農地周辺や農道で食痕が確認されている。また、交通事故等により死亡した個体が確認されている。

特にぶどう園での食害が問題となっており、収穫予定果実が全滅してしまう被害も過去に発生している。

【ニホンザル】

町内での目撃情報や被害等は令和元年以降確認されてはいないが、他地域での個体数増加や被害地区の拡大等の可能性を考慮し、情報が入った場合には花火を使用した追い払いや町民への周知を実施している。

【ツキノワグマ】

本町での農作物及び人身被害は発生していないが、近隣町村から出没及び目撃情報が寄せられている。

【カワウ・サギ類】

春先から秋にかけて久慈川を中心に町の特産品でもある鮎に甚大な被害をもたらしているため、追い払いや捕獲を実施している。実施隊による積極的な駆除や追い払い活動はしているものの、年々飛来する個体数が増加しているため、十分な被害低減には結びついておらず、更なる対応を協議していく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	農作物被害額	54千円	43.2千円
	農作物被害面積	4.0a	3.2a
ハクビシン	農作物被害額	469千円	375.2千円
	農作物被害面積	6.1a	4.98a
ニホンザル	農作物被害額	0千円	0千円
	農作物被害面積	0a	0a
ツキノワグマ	農作物被害額	0千円	0千円
	農作物被害面積	0a	0a
農作物被害合計		523千円 10.1a	418.4千円 8.18a
カワウ	水産物被害額	845千円	676千円
	水産物被害量	397kg	317kg
サギ類 (アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ)	水産物被害額	1,703千円	1,362千円
	水産物被害量	776kg	620kg
水産物被害合計		2,548千円 1,173kg	2,038千円 937kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ、ハクビシン、カワウに対して実施隊を編成し、捕獲を実施している。(捕獲手段：銃器、わなによる)</p> <p>ニホンザルに対しては、実施隊による追い払いを実施している。(追い払い手段：ロケット花火)</p> <p>ツキノワグマに対しては近隣で目撃情報があった場合、実施隊によるパトロールを実施している。</p>	<p>実施隊員(対象鳥獣捕獲員)の高齢化や新規担い手の確保が課題となっている。</p> <p>令和元年より ICT 機器(発信機等)の導入や担い手育成の推進について、実施隊員の母体である町猟友会に資料や情報提供等、働きかけは実施しているが、現状具体的な動きがない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>住民が電気柵等で自主防衛し被害防止対策を行っている。</p>	<p>電気柵等を用いて被害防止対策をするという意識は向上しているが、未だ個人による設置が大半であり、設置個所外の被害が増加している。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>設置した電気柵等の周辺及び鳥獣の侵入経路となる藪の刈払いといった管理について、個別並びに行政回覧で住民に広報している。</p>	<p>地域住民の高齢化や後継者の不在等の理由により管理できない土地が増えつつある。</p>

(5) 今後の取組方針

継続的な取組として町と実施隊と地域住民とが連携し、効率的な被害防止対策を実施するよう働きかけ、必要に応じて地域住民に対し被害防止対策の勉強会等を開催していく。また、東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を通じ、鳥獣被害防止対策に関して近隣町村と情報共有をしていく。

ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）については、農作物被害や捕獲の状況を見ながら導入の検討をしていく。

①イノシシへの対応

引続き集落単位での広域的な防護柵の設置を推進するとともに、個人や団体を問わず、より効果的な対策設備の設置方法の指導を行えるよう働きかける。また、捕獲についても実施隊の知識向上と技術の習得に努めるとともに、狩猟による個体数調整を積極的に推進するための補助金等による支援を実施する。

②ハクビシンへの対応

わなによる捕獲が中心になる。その他、住民の自発的な防除を支援及び指導する。

③ニホンザルへの対応

目撃情報等の収集及び効果的な対策の検討、町民への周知・指導に努めることとする。

④ツキノワグマへの対応

即時に対応できるように連絡網及び役割の整理を実施していく。また、必要に応じて有害捕獲等の対応を検討する。

⑤カワウ、サギ類への対応

久慈川第一漁協と連携し、実施隊による捕獲を継続する。また、漁協と連携し捕獲及び効果的な防除について検討を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

矢祭町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部の被推薦者及び町職員が矢祭町鳥獣被害対策実施隊を編成。町と実施隊で捕獲の時期及び場所について協議を行い、わな及び銃器（散弾銃、ライフル銃）を使用して、安全を確保しながら適切に鳥獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	<p>町に寄せられた被害状況等を精査し、実施隊と連携して捕獲を行う。また、東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会と情報共有し、町村をまたがる捕獲事案について協議していく。</p> <p>課題としてある ICT 機器の導入や新規担い手の育成については継続的に働きかけを行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害通報窓口による情報収集 ・ 被害情報等の収集及び、生息の把握など状況調査の実施 ・ 実施隊への情報提供、捕獲の実施依頼 2 東白川地域鳥獣被害防止対策協議会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害、目撃等の情報提供及び共有。
	カワウ サギ類	<p>漁協、実施隊、町対策協議会、広域協議会と連携して定期的にかワウ及びサギ類の一斉捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める。</p>
令和6年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	<p>前年度の被害及び捕獲状況等を町民に行政回覧等で広報するとともに、実施隊へ情報共有して被害及び目撃情報が多い地区を重点的に捕獲を実施する。また、東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会と情報共有し、町村をまたがる捕獲事案について協議していく。</p> <p>課題としてある ICT 機器の導入や新規担い手の育成については継続的に働きかけを行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害通報窓口による情報収集 ・ 被害情報等の収集及び、生息の把握など状況調査の実施 ・ 実施隊への情報提供、捕獲の実施依頼 2 東白川地域鳥獣被害防止対策協議会との連

		<p>携</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害、目撃等の情報提供及び共有。
	カワウ サギ類	<p>漁協、実施隊、町対策協議会、広域協議会と連携して定期的にかワウ及びサギ類の一斉捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める。</p>
令和7年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	<p>過去2年間の被害及び捕獲状況等を町民に行政回覧等で広報するとともに、実施隊へ情報共有して被害及び目撃情報が多い地区を重点的に捕獲を実施する。また、東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会と情報共有し、町村をまたがる捕獲事案について協議していく。</p> <p>課題としてある ICT 機器の導入や新規担い手の育成については継続的に働きかけを行っていく。</p> <p>1 被害情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害通報窓口による情報収集 被害情報等の収集及び、生息の把握など状況調査の実施 実施隊への情報提供、捕獲の実施依頼 <p>2 東白川地域鳥獣被害防止対策協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害、目撃等の情報提供及び共有。
	カワウ サギ類	<p>過去2年間の捕獲実績を踏まえ、漁協に対して効果的な被害防止対策の在り方等について協議を進める。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県カワウ管理計画）に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による捕獲目標150頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による捕獲目標150頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による捕獲目標150頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による捕獲目標80羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による捕獲目標80羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による捕獲目標80羽
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による

捕獲等の取組内容
捕獲方法は、イノシシは、はこわな、くくりわな、銃器による。 ハクビシンは、はこわなによる。 カワウ、サギ類、ニホンザルは銃器による。

ツキノワグマは銃器による。
 捕獲時期は、農作物被害が多発する4月から11月ごろを重点とする。
 水産物被害については、4月から9月ごろを重点とする。
 人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 イノシシの巻き狩り、及びわなで捕獲した個体に安全に止めさしを行うため、ライフル銃を使用している。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ハクビシン	電気柵 6,000m (受益面積 9ha)	電気柵 6,000m (受益面積 9ha)	電気柵 6,000m (受益面積 9ha)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	行政回覧や広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報収集と提供を行う。また、以下のような対策の取組を呼びかけるとともに、必要に応じて座談会等を開催し、周知を図る。 ・ 電気柵等被害防止対策設備の効果的な設置方法及び広域的設置の促進。	継続して行政回覧や広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報収集と提供を行う。また、以下のような対策の取組を呼びかけるとともに、必要に応じて座談会等を開催し、周知を図る。 ・ 電気柵等被害防止対策設備の効果的な設置方法及び広域的設置の促進。	実施してきた取組については継続して実施する。また、令和5年度及び令和6年度の効果を検証する。
カワウ・サギ類	漁協と連携して花火による追い払い活動を実施する。	継続して花火による追い払い活動を実施する。	被害状況調査による追い払い活動の効果を確認する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	地域住民に対し、行政回覧や広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報収集と提供を行う。また、以下のような対策の取組を呼びかけるとともに、必要に応じて座談会等を開催し、周知を図る。 ・ 餌場になる収穫残渣や生ごみ等の適正な処理。 ・ 集落による自主的な農地周辺林地の整備。
	カワウ・サギ類	漁協と協議の上、追払い以外の防止施策についても検討していく。
6年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	継続して行政回覧や広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報収集と提供を行う。また、以下のような対策の取組を呼びかけるとともに、必要に応じて座談会等を開催し、周知を図る。 ・ 餌場になる収穫残渣や生ごみ等の適正な処理。 ・ 集落による自主的な農地周辺林地の整備。
	カワウ・サギ類	漁協と協議の上、追払い以外の防止施策についても検討していく。
7年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	実施してきた取組については継続して実施する。また、令和5年度及び令和6年度の効果を検証する。
	カワウ・サギ類	5年度並びに6年度の状況を踏まえ漁協と協議の上、追払い以外の防止施策を検討していく。

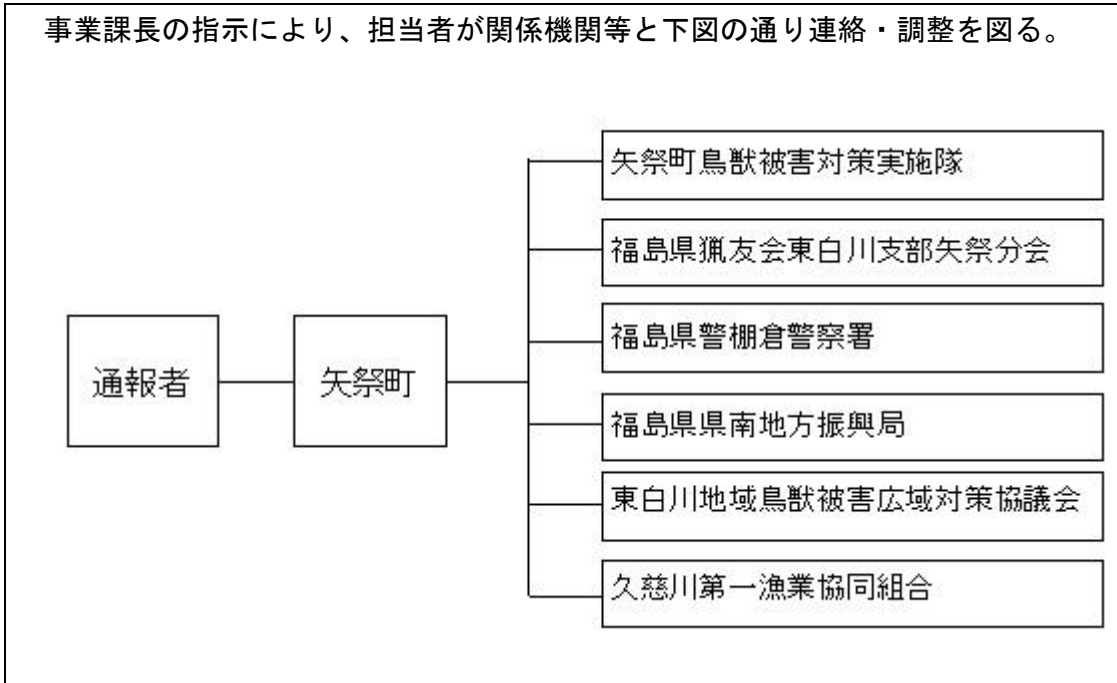
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
矢祭町	事務局を担当し、連絡・調整を行う。
矢祭町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施。
福島県猟友会東白川支部 矢祭分会	有害鳥獣の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施。
福島県警棚倉警察署	捕獲活動に関する助言及び指導を行う。
福島県県南地方振興局	鳥獣の保護管理、狩猟に関する助言及び指導等を行う。
東白川地域鳥獣被害防止	町村をまたがる広域での有害鳥獣捕獲が必要な場合に対

広域対策協議会	応ずる。
久慈川第一漁業協同組合	カワウ及びサギ類の有害捕獲及び被害対策に関する助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、適正な処分をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他（油脂、骨製品、角製品動物園等でのと体給餌、学術研究等）	なし

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	矢祭町鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関等の名称	役割
矢祭町	事務局を担当し協議会に関する連絡及び調整を行う。
福島県猟友会東白川支部 矢祭分会	有害鳥獣関連情報の提供と安全で効果的な捕獲方法について助言を行う。
矢祭町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施を行う。
久慈川第一漁業協同組合	カワウ対策の情報提供を行う。
JA 東西しらかわ矢祭支店	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関連機関の名称	役割
棚倉森林管理署	国有林での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県県南地方振興局 県民環境部	鳥獣の保護・環境保全担当の立場から総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行う。
福島県県南農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県南農林事務所 森林林業部	有害鳥獣関連情報、森林整備等の情報提供及び森林整備対策等の助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置時期	平成28年8月1日
隊員数	17名
構成員	町職員3名（実施隊長1名、事務局員2名）
	福島県猟友会東白川支部員 14名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ等の侵入防止に必要な、農地周辺の草刈り、枯れ草の処理、緩衝帯の設置等の取組については、直接払交付金制度による「協定集落」とも連携して行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

矢祭町、塙町、棚倉町、鮫川村の4町村で構成された東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を設置し、鳥獣の被害や出没状況、町村で実施する被害防止対策について情報交換を実施している。
